



小規模産業廃棄物処理施設設置許可証

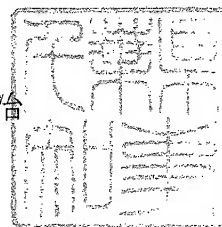
平成25年 1 月 21 日

千葉県市原市岩崎二丁目21番地18
株式会社メイナン
代表取締役 吉田玲子



千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第12条第1項の規定により、設置の許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成18年12月22日	許可番号	第18-20-1-102号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破砕施設 廃プラスチック類		
設置場所	千葉県市原市能満字中原太郎2080番76の一部		
処理能力（積替保管場である場合にあっては、供用面積）	廃プラスチック類 4.8t/日（0.6t/時×8時間）		
許可の条件	なし		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成24年10月31日

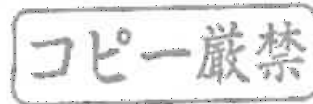
変更届（代表者の氏名、本店住所の変更）



小規模産業廃棄物処理施設設置許可証

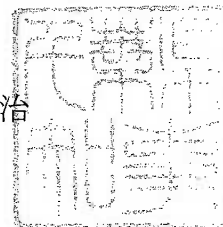
平成25年 1 月 21 日

千葉県市原市岩崎二丁目21番地18
株式会社メイナン
代表取締役 吉田玲子



千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第12条第1項の規定により、設置の許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日	平成18年12月22日	許可番号	第18-20-1-103号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破砕施設 木くず		
設置場所	千葉県市原市能満字中原太郎2080番76の一部		
処理能力（積替保管場である場合にあっては、供用面積）	木くず 3.8t/日（0.475t/時×8時間）		
許可の条件	なし		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成24年10月31日

変更届（代表者の氏名、本店住所の変更）